

# 長居テニススクール規約

## 第1条（名称・目的）

本スクールは、長居テニススクールと称し、スクールを通じて健全な心身の維持育成と生徒相互の親睦を図ることを目的とします。

## 第2条（所在地）

本スクールの事務所は、長居庭球場に置きます。

## 第3条（運営）

本スクールの運営は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団が行います。

## 第4条（入会）

本スクール申込書の受理をもって、本スクールに入会したものとします。入会された方（以下「会員」という）には会員証を発行しますので、スクール参加時は必ずご提示ください。

## 第5条（入会資格）

本スクールに入会できる方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- （1）本規約に同意いただいた方
- （2）医師から運動等の制限をされておらず、スクールに参加しうる健康状態である方
- （3）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に該当しない方

## 第6条（受講料）

受講料は別に定めるとおりとし、初回（期）を除き、口座振替によりお支払いいただきます。なお、口座振替によらず、現金によるお支払いを希望される場合は、別途手数料をいただきます。受講料は、物価の変動、その他諸事情によりやむを得ず受講料を変更することがあります。

## 第7条（継続・休会）

休会を希望される場合は、前月（6・7月期であれば5月）の10日までにお申し出下さい。お申し出がない場合は、翌期も継続されたものとします。なお、期日を過ぎますと、受講料は返金できませんのでご注意ください。

## 第8条（遵守義務）

会員は、本スクールにおいては、以下の項目を守らなければなりません。

- （1）本スクールの規約及び当施設利用規則を遵守すること。
- （2）当施設スタッフ及びスクールコーチの指示に従うこと。
- （3）エチケット及びマナーを守り、第三者に迷惑をかけないようにすること。
- （4）健康管理に十分注意し、各自の責任において参加すること。

## 第9条（会員資格の取り消し）

本スクールの名誉を著しく毀損した会員、及び本スクールの諸規定に違反した会員については、その資格を取り消す場合があります。

## 第10条（開講制限）

天災、災害、法令の改廃、経済情勢の変動、本施設の改修、その他、やむを得ない事由が発生した場合、本スクールはその一部又は全部を休講又は短縮するなど開講制限を行うことがあります。

#### 第 11 条（保険加入）

スクール開催にあたり、傷害保険に加入します。その手続き及び負担は本スクールが行うものとします。スクール中に事故が発生した際はすぐにフロントまでお申し出ください。なお、本スクール中に起きた事故等の補償に関しては、加入する保険会社の約款のとおりとします。

#### 第 12 条（免責事項）

会員は、自己の責任と危険負担において行動するものとし、受講中に起きた盗難、怪我等の事故においては、本スクールの責めに帰すべき事項が無い限り責任は負いかねます。

#### 第 13 条（個人情報の取り扱い）

スクール入会時にいただいた個人情報は、会費徴収及びイベント情報やご利用案内の連絡、スクール会員登録名簿等に利用させていただきます。また、教室中の映像・写真・記事・記録等をテレビ・新聞・インターネット等へ利用させていただく場合がございます。

#### 第 14 条（その他）

本規約に定めのない事項・ルールについては、パンフレット・掲示物等への記載、その他スクールの決定によるものとします。また、本規約の改廃、変更についてはスクールが決定し、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

2021 年 4 月施行